

函館市立北昭和小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 3月6日策定 令和5年 4月1日改訂

1 いじめ防止基本方針策定にあたっての学校の考え

(1) 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校はすべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は以下のようなものがある。

- 冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- わざと遊ぶふりしてたたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめに対する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に取り

組む必要がある。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員はもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規の抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

学校の基本姿勢としては

児童は、一切いじめを行ってはならない。

教職員は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3 学校におけるいじめの防止

(1) いじめの未然防止

○学級作り

- ・一人一人の児童が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりをする。
- ・生徒指導機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高める。
- ・学習や活動で達成感や成就感を育て、自尊感情を育む。
- ・いじめは絶対に許されないことである認識と見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることが「傍観者」としていじめに加担していることを知らせる。
- ・暴言や暴力を排除する。
- ・いじめ防止の取り組みについて、保護者にも啓発する。～「ほっと」の活用

○道徳の時間

- ・命を大切に作る心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育む。

○児童の主体的活動

- ・あいさつ運動～朝、各学年が当番制で、廊下に立ちあいさつ・声掛けを行う。
- ・なかよし集会～児童会三役、学級委員会、専門委員会主催による異学年交流活動
- ・あったか言葉集め～放送委員会主催により「気持ちが良い言葉」「いやな言葉」アンケート
- ・ノーマリー教室～「障がい等の差別意識」をなくす授業。～総合的な学習で位置づけ

4 いじめの早期発見のための措置

日常から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

(1) いじめ調査等

年間に2回(5月、10月)に実施する。

調査内容は市教委から出される調査用紙に準ずる。

調査後、いじめ等の申請があった時には、学級担任が面談し、内容を確認し、教頭に報告する。

(2) いじめ相談体制

① 学級担任が児童・保護者との相談を行う。

② 管理職を含め、児童・保護者との相談を行う。

③ 必要に応じて、関係機関(南セ 教育相談)と連携を図る。(スクールカウンセラーや函館市いじめ巡回相談員の活用)

④ 「ほっと」を隔年で実施。児童の人間関係を探りよりよい集団作りに寄与していく。

(3) いじめの早期発見

① 中休み・昼休みなど授業時間以外の児童の人間関係を学校全体で観察し、気になることがある場合は、見逃さず、教頭・生徒指導部へ相談する。

② いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に知らせ、速やかに学校に相談するなどの啓発活動を行う。

5 校内体制について

(1) いじめ防止対策委員会の設置

(構成員)

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

(必要により学級担任)

(活動)

① いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談など)

② いじめ防止の関すること

③ いじめ事案に対する対応に関すること

④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

(開催)

学期に1回は定例とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(生徒指導交流会を兼ねて行う)

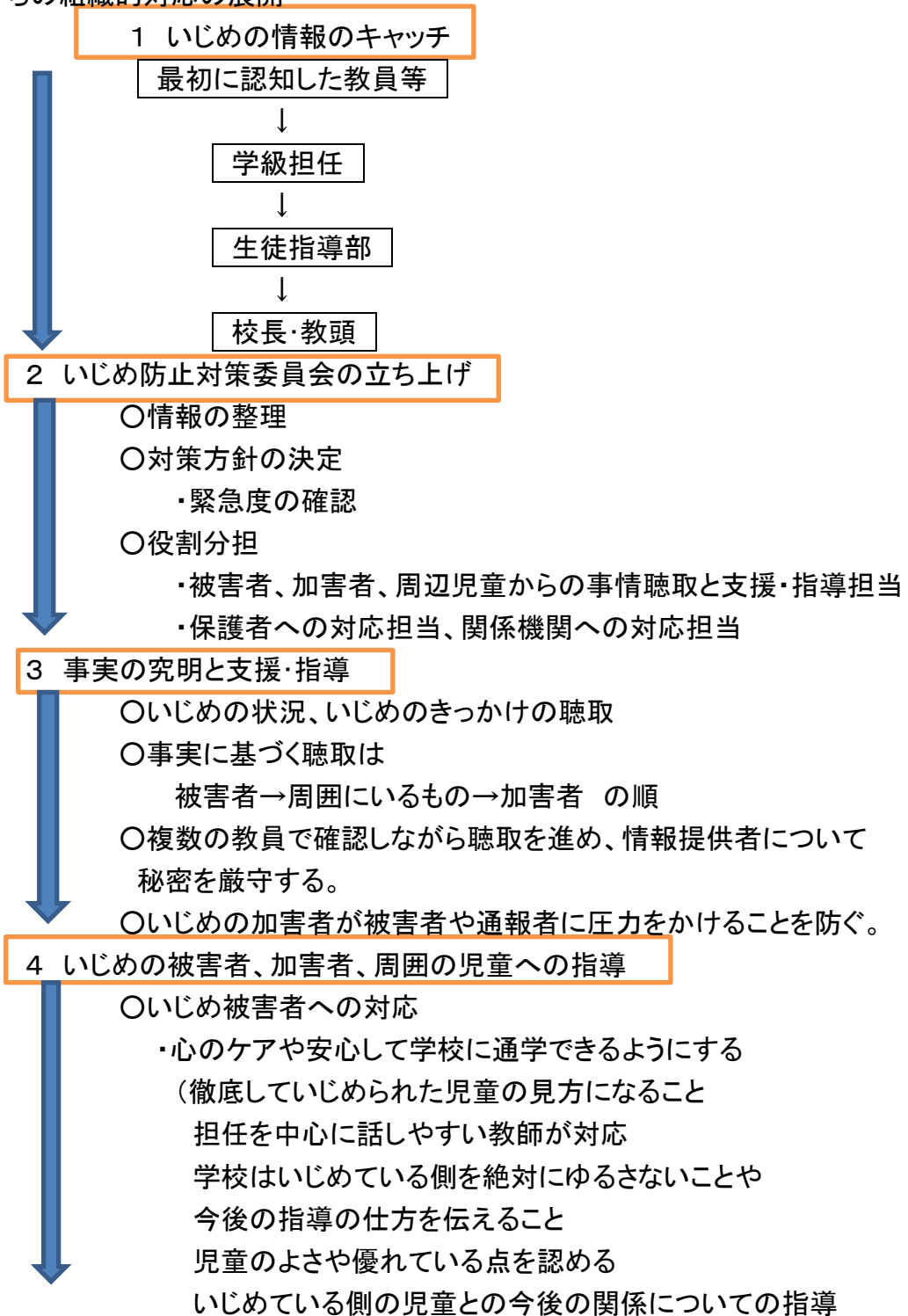
6 いじめに対する措置

(いじめが認知された場合の対応)

いじめの事実が確認された場合は、

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(1) 発見からの組織的対応の展開



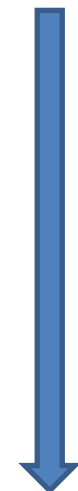


○いじめ加害者への指導・対応

- ・複数の教師での対応・記録の保存
- いじめの背景を理解しつつ、行為に対する毅然とした指導
- 自己反省を促す
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う
- 被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者である意識を持たせる
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁を許さない
- 教師との交流を続け、良さをみとめてプラスの方向へ向かわせる

* 出席停止制度の児童・保護者への周知

出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図る。



○観衆、傍観者への指導と対応

- ・学級や学年等の集団全体の問題として対応し、いじめの問題に児童とともに本気で取り組む。
- ・いじめの事実を告げることは告げ口やちくり等というものではないこと、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守ることである。
- ・周囲ではやし立てていたものや傍観していたものも問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・いじめの発生の誘因になった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り替えさせる。
- ・いじめを許さない集団づくりにむけた話しを深める。

(2) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携

速やかに家庭訪問を行い、学校で確認した事実を正確に伝える。

学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等についての情報提供を受ける。

② いじめ加害者の保護者との連携

事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭訪問等し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

指導経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

(3) 関係機関との連携

○委員会への報告など関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめについては、教育委員会と連携して対応する。

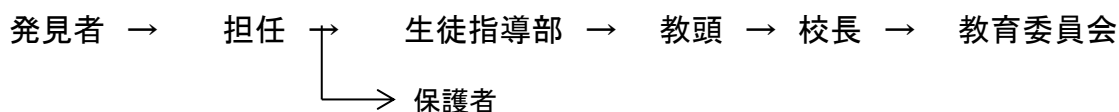
7 重大事態への対処

(1) 重大事態 ・・取り扱いの基準として

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
:児童が自殺を企図した場合など
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
:不登校の定義を踏まえ、年間30日をめどとし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手

* 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
:重大事態が発生したものとして報告・調査などにあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制



* 緊急時には臨機応変に対応する。

* 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ対策委員会の招集(以下「発見からの組織的対応の展開」の順に進む)
- ② 教育委員会への報告と連携
- ③ 調査(事実の究明) いじめの状況、きっかけの聴取
被害者→周りのもの→加害者の順
- ④ 警察等関係機関との連携

8 評価

- ① 学校いじめ防止基本方針の公表
- ② いじめ問題に関する点検・調査・分析・対応
- ③ いじめ問題に関する取り組みの学校評価を行う。
- ④ いじめに関する点検・評価に基づき、基本方針の見直しを行う